

～キラリと光るまち ひのちょう～
広報ひの おしらせ版
2022年1月7日号
No. 694

■発行・編集 日野町役場 企画政策課
■電話 (0859)72-0332 ■FAX (0859)72-1484
■ホームページ <http://www.town.hino.tottori.jp/>
■電子メール info@town.hino.tottori.jp

除雪

についてのお願い

本格的な冬を迎え、積雪が心配される時期となりました。朝の通勤・通学のため、早朝の除雪が必要となります。除雪車の音や振動があると思われますが、ご理解をお願いします。

また、機械で除雪を行うと、必ず家の前に雪が残ります。各自で取り除いてくださいますよう、ご協力をお願いします。

【問合せ先】 役場建設水道課（電話 72-0350）



【住民課からのお知らせ】

機械・器具など、償却資産は申告が必要です

会社や個人で工場・商店・農業などを営んでいる人が、事業のために使う機械・器具・備品などの資産（償却資産）を所有している場合は、毎年1月1日現在の所有している償却資産の内容（新規購入・廃棄など）を所在市町村へ申告することとなっています。

対象外の償却資産 ▼耐用年数1年未満▼取得価格が10万円未満▼自動車税や軽自動車税の課税対象となる車や小型特殊自動車など
申告手続 昨年度提出した人には申告書を送付しています。新規に事業を始め、償却資産を取得した人は、申告書は役場住民課にありますのでお問い合わせください。

提出期限 1月31日（月）

問合せ先 役場住民課 担当 吉川（電話 72-0333）

【健康福祉課からのお知らせ】

令和3年度子育て支援金のお知らせ

【子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）】

対象児童 児童扶養手当の支給要件に該当している児童

支給額 児童1人あたり5万円

要申請者 ▼公的年金等を受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人▼新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計急変者

【子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）】

対象児童 ▼令和3年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児は20歳未満）▼令和4年2月28日までに生まれた児童

支給額 児童1人あたり5万円

申請期限 2月28日（月）まで

要申請者 ▼高校生以上の児童を養育する令和3年度住民税（均等割）が非課税の人▼令和3年以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

【子育て世帯への臨時特別給付】

対象児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日の間に生まれた児童

支給額 児童1人あたり10万円を現金で一括給付

申請期限 3月31日（木）まで

要申請者 公務員や高校生以上の児童を養育する所得が児童手当受給者と同等未満の保護者

問合せ先 役場健康福祉課 担当 佐野（電話 72-0334）

灯油・ガソリン購入券のお知らせ

燃油価格の高騰や新型コロナウイルス感染症に伴う外出自粛の影響で、燃油費用が増大しています。

町では、世帯の経済的負担の軽減と生活の安定を図るため、冬季間の暖房などに必要な灯油・ガソリンの購入券を発行します。

購入券送付方法 1月末までに「日野町灯油・ガソリン購入券」を世帯主宛に送ります。受け取り後、

購入券裏面に記載のある町内事業者にて灯油等の購入ができます。

購入券の額 千円×10枚つづり

使用期限 3月20日（日）まで

対象世帯 ▼令和3年12月1日時点で、町の住民基本台帳に登録されている世帯（医療・介護施設および学校の寮に住所を置いている者を除く）▼令和4年1月31日までに転入した世帯（※要申請）

問合せ先 役場健康福祉課（電話 72-0334）

【産業振興課からのお知らせ】

販売野菜などの種苗費の補助が受けられます

町では、農家の所得と意欲の向上を図るため、販売野菜などの種苗費補助を行っています。

対象者 ▼町内に住所がある人▼町内の生産グループに所属している人および個人生産者

対象となる種苗費 令和3年度に販売された野菜・花きの種苗費

補助率 ▼苗代の1/3 ▼種子代の1/2

申請に必要なもの ▼種苗費の領収書・レシートの写しなど（レシートには氏名を記載のこと）▼販売

証明書類（令和3年4月から申請時まで、生産グループは9万円以上、個人生産者は4万5千円以上の販売額が必要です）

申請手続 1月31日（月）までに申請してください。申請書類は、役場産業振興課またはJA日野支所日野営農センターにあります。

問合せ先 役場産業振興課 担当 入澤（電話 72-2101）

2月1日（火）告示・立候補者届出受付

投票日は **2月6日（日）** です。



日野町長選挙 および 日野町議会議員補欠選挙

日野町長選挙および日野町議会議員補欠選挙が2月6日（日）に行われます。
選挙は政治に参加するもっとも良い機会です。忘れず投票しましょう。

▶投票できる人は、平成16年2月7日までに生まれた人

投票できる人は、平成16年2月7日までに生まれた人で、日野町に住所がある人です。
ただし、転入した人は、令和3年10月31日までに転入届を済ませていることが必要です。

▶投票所入場券を忘れずに持参してください。

投票に行くときは、あらかじめ送付された投票所入場券をご持参ください。
なお、入場券が届かない場合や、なくしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されて
いれば投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

▶期日前投票は、2月2日（水）～2月5日（土）までです。

期日前投票は、2月2日（水）から2月5日（土）まで行っています。投票日に仕事
や旅行などで投票区を離れる予定のある人は、期日前投票をしておきましょう。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、

- ①積極的に期日前投票を利用し、体調が良いとき早めに投票を済ませましょう。
- ②投票所入場券裏面の宣誓書は、あらかじめ記入してから入場してください。
- ③マスクを着用して来場してください。

【期日前投票場所】 日野町山村開発センター 大集会室

【期日前投票時間】 午前8時30分から午後8時まで

▶不在者投票について

日野町に住所がありながら、日野町以外の市町村に滞在中の人や、指定病院、老人ホーム
に入院・入所している人は、従来どおり「不在者投票」ができますので、詳しくは、
町選挙管理委員会（役場総務課内）までお問い合わせください。

▶投票所は、町内9カ所です。

投票区名	投票所施設名	投票区内の地区名	投票時間
第1投票区	町公民館	黒坂1～7区、下黒坂、根妻、下菅、中菅、 中菅中央、近江、畑、小河内、布瀬谷	午前7時～午後7時
第2投票区	久住集会所	久住	午前7時～午後5時
第3投票区	菅福公会堂	下上菅、中上菅、上上菅、諏訪、井ノ原、 漆原、下福長	午前7時～午後6時
第4投票区	奥渡公民館	榎市、小原、別所	午前7時～午後6時
第5投票区	老人憩の家	津地、安原、下榎1・2区、上本郷、下 本郷	午前7時～午後7時
第6投票区	山村開発センター	根雨1～6区、三谷1・2区、貝原、高尾、 舟場、野田	午前7時～午後7時
第7投票区	金持公民館	後谷、金持	午前7時～午後6時
第8投票区	板井原公民館	板井原	午前7時～午後5時
第9投票区	真住公民館 (旧町青年の家)	濁谷、門谷、秋縄、三土	午前7時～午後6時

【問合せ】 町選挙管理委員会（役場総務課内） 電話 72 - 0331